

北本市トマトイメージキャラクター使用取扱要綱

平成 20 年 1 月 15 日

告示第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市のトマトイメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「キャラクター」とは、別記 1 から別記 3 までに掲げるものをいう。

(使用できる者)

第 3 条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用しておそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用について不適當であると認めるとき。

(使用承認申請)

第 4 条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラクター使用申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 市が主体となって実施するイベント、事業等で使用する時。
- (2) 国又は他の地方公共団体が使用する時。
- (3) 市内の教育機関が教育目的で使用する時。
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等の関係機関が報道又は広報の目的で使用する時。
- (5) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する時。

るとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の申請があった場合には、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、2年を超えない期間を定めてキャラクターの使用を承認するものとする。

3 前項の承認は、キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により行うものとする。

（使用上の遵守事項）

第5条 キャラクターの使用の承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 完成物件（物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真）を提出すること。

(3) 市長が別に定める色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。

(4) 「北本トマトイメージキャラクター」又は「北本トマト」との表記を付すること。

（承認内容の変更）

第6条 キャラクターの使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により行うものとする。

（違反等に対する取扱い）

第7条 市長は、キャラクターの使用の承認を受けた者が、第5条に規定する事項を遵守しなかったときその他この告示に違反したときは、その承認を取り消すものとする。この場合において、承認の取消しを受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

（庶務）

第8条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、市民経済部産業観光課に

において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるものの他、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

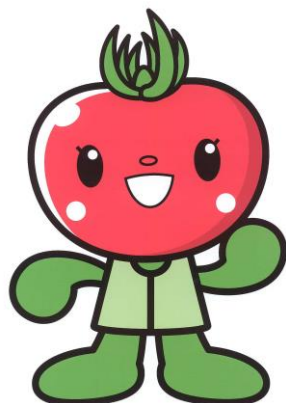
附 則

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に受けている承認の期間の終期は、当該受けている承認の期間の終期にかかわらず、平成27年3月31日（同日前にその承認の期間の終期が到来するものにあつては、当該承認を受けた期間の終期）までとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記 1 (第 2 条關係)



別記 2 (第 2 条關係)



別記 3 (第 2 条關係)



様式第1号（第4条関係）

キャラクター使用申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住所

氏名

（法人にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

キャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用キャラクター（該当に○を付すること。）

別記1 別記2 別記3

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 連絡先（担当者、電話番号等）

5 添付書類

企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第4条、第6条関係）

キャラクター使用（変更）承認書

第 号
年 月 日

様

北本市長

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 使用キャラクター

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 承認条件

- (1) キャラクター使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) 北本市トマトイメージキャラクター使用取扱要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

キャラクター使用変更承認申請書

（宛先）北本市長

住所

氏名

（法人にあっては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで承認を受けましたキャラクターの使用（変更）について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更事項		
	変更前	変更後
変更内容		